

令和7年度 寝屋川市契約事務の方針

1 契約事務の方針等について

令和7年度の入札・契約事務について、透明性の確保、公正な競争の促進並びに市内業者及び準市内業者（以下「市内業者等」という。）の活用促進を図るため、寝屋川市契約事務の方針を定めます。

令和7年度の入札・契約事務については、本方針に加え、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の規定等を踏まえ、執行することとします。

2 令和7年度の入札制度、発注基準、改正点等について

(1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等について

ア 建設工事案件について

(ア) 令和7年度の入札制度

全業種を制限付一般競争入札の対象とし、下表のとおり対象工事別に、対象金額、対象業者、施工実績基準等を定め、発注を行うことを原則とします。

下線部は、前年度からの改正点となります。

項 目	説 明	
対 象 工 事	土木・建築・電気・管・舗装 (主要5業種)	土木・建築・電気・管・舗装以外の全業種 (とび・土工、しゅんせつ、塗装、機械器具設置、造園、消防施設等)
対 象 金 額	予定価格(税込)が <u>200</u> 万円を超え5億5,000万円(舗装は3億3,000万円)未満	予定価格(税込)が <u>200</u> 万円を超え3億3,000万円未満
対 象 業 者	主に市内業者	市内業者、準市内業者 必要に応じ市外業者
特定建設業 の発注基準	予定価格(税抜) <u>土木 6,000 万円以上</u> <u>建築 9,000 万円以上</u>	

項 目	説 明		
対 象 工 事	土木・建築・電気・管・舗装 (主要5業種)		土木・建築・電気・管・舗装以外の の全業種 (とび・土工、しゅんせつ、 塗装、機械器具設置、造園、 消防施設等)
施工実績を 求める工事	予定価格(税抜)750 万円以上		
施工実績の 基 準	予定価格 (税抜)	必要な施工実 績	予定価格(税抜)の1 / 2 以上
	4 億円以上 5 億円未満 (土木・建築・ 電気・管)	2 億円以上	
	3 億円以上 4 億円未満 (土木・建築・ 電気・管)	1 億 5,000 万 円以上	
	750 万円以上 3 億円未満	予定価格の 1 / 2 以上	
施工実績の 期 間	市外業者は原則過去 15 年以内(市内業者等は期間の定めなし)		
1 回の公告 の落札制限 (取り抜け方式)	1 業種につき 1 本 ※取り抜け方式 同一日に公告し、かつ、同一日に開札を行う同一業種の案 件が複数ある場合に、落札者を決定する案件の順をあらかじめ 定め、先に落札者となった者の次案件以降の入札を無効と することにより、落札者を決定する入札方式		
1 回の公告 の申込本数	○市内業者 本数制限なし ○準市内業者 第一希望業種 1 本、第二希 望業種 1 本の合計 2 本		本数制限の対象外
1 年 間 の 契 約 の 本 数 制 限	予定価格(税抜)750 万円以上 が対象 ○市内業者 第一・第二希望業種につい て、市・市上下水道局合計で <u>5本</u> まで ○準市内業者 第一・第二希望業種につい て、市・市上下水道局合計で 2本まで		本数制限の対象外

※ 制限付一般競争入札の公告は、原則金曜日に行います（ホームページ等で公表。）。

※ 土木・建築・電気・管・舗装について、参加業者が極端に少ない場合又はやむを得ない事情が発生した場合には、市外業者を対象とすることがあ

ります。

(イ) 令和7年度 主要5業種に係る制限付一般競争入札の等級区分と発注基準

建設工事における「土木」「建築」「電気」「管」「舗装」の5業種に関しては、下表のとおり等級区分に応じた発注を行います。

等級区分 の点数	等級 区分	発注基準		
		土木・建築	電気・管	舗装
800 点以上	A	予定価格(税抜) 5 億円未満 250 万円以上 の案件	予定価格(税抜) 5 億円未満 の案件	予定価格(税抜) 3 億円未満 の案件
799 点以下 650 点以上	B	予定価格(税抜) 6,000 万円未満 の案件	予定価格(税抜) 6,000 万円未満 の案件	予定価格(税抜) 1,000 万円未満 の案件
649 点以下	C	予定価格(税抜) 2,000 万円未満 の案件	予定価格(税抜) 2,000 万円未満 の案件	予定価格(税抜) 750 万円未満 の案件

※ 等級区分の点数は、経営事項審査の総合評定値通知書の総合評定値（P）に、市内業者については15%を、準市内業者については5%を加算した数値となります。

(ウ) その他令和 7 年度の主な改正点等

a 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の事後公表対象案件の拡大

建設工事案件に係る最低制限価格等の事後公表について、令和 7 年度は、以下のとおり予定価格（税抜）1 億 5,000 万円以上の案件を全件事後公表とし、令和 6 年度からの対象案件の拡大を図ります。

案件区分	令和 6 年度	令和 7 年度
予定価格(税抜) 3 億円以上の案件	最低制限価格等 全件事後公表	<u>最低制限価格等</u> <u>全件事後公表</u>
予定価格(税抜) 1 億 5,000 万円以上 3 億円未満の案件	最低制限価格等 一部事後公表	
予定価格(税抜) 1 億 5,000 万円未満の案件		<u>最低制限価格等</u> <u>一部事後公表</u>

※ 予定価格（税抜）1 億 5,000 万円未満の案件については、市契約事務審査委員会が事後公表対象案件を決定します。

※ 令和 8 年度以降も年度ごとに対象となる予定価格を引き下げ、令和 10 年度に全件事後公表とする予定とします。

※ 予定価格の事後公表についても検討します。

b 情報公開の推進

入札制度の一層の透明性を確保するため、建設工事の制限付一般競争入札案件について、契約締結後に、設計積算内容の一部を市ホームページで公表します。

c 市インフレスライド運用基準の策定・運用

工事請負契約約款第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用に関する本市基準を策定し、当該基準に基づきインフレスライド条項の運用を図ります（本市基準の内容は、市ホームページで公表。）。

d 現場代理人の常駐義務の緩和拡大

一定の条件（工事担当課等との連絡体制が確保されている、兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐している等）を満たす場合の現場代理人の常駐義務の緩和（工事 2 件まで兼務可能）について、契約金額（税込）4,500

万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の案件まで拡大します。

※ 令和 6 年度は、契約金額（税込）4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満の案件が対象。

※ 予定価格（税抜）750 万円未満の案件については、一定の条件を満たす場合、件数の制限なく現場代理人を兼務することができます。

イ 測量・建設コンサルタント等案件について

(7) 令和 7 年度の入札制度

原則全業種を制限付一般競争入札の対象とし、下表のとおり対象業務別に、対象金額、対象業者、履行実績基準等を定め、発注を行います。

下線部は、前年度からの改正点となります。

項 目	説 明
対 象 業 務	原則全業務（測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント）
対 象 金 額	予定価格(税込)が <u>100</u> 万円超え
対 象 業 者	市内、準市内、市外業者 (予定価格(税込)が <u>100</u> 万円を超え 330 万円未満は主に市内・準市内業者)
技術者の配置	技術士等業務に必要な資格を有する者の配置
実績を求める業務	予定価格(税抜)300 万円以上
履行実績の基準	予定価格(税抜)の 1 / 2 以上
業務実績の期間	市外業者は原則過去 15 年以内（市内業者等は期間の定めなし）
1 回の公告の申込本数	本数制限なし
1 回の公告の落札制限(取り抜け方式)	1 業種につき 1 本 ※取り抜け方式 同一日に公告し、かつ、同一日に開札を行う同一業種の案件が複数ある場合に、落札者を決定する案件の順をあらかじめ定め、先に落札者となった者の次案件以降の入札を無効とすることにより、落札者を決定する入札方式
1 年間の契約の本数制限	本数制限なし

※ 制限付一般競争入札の公告は、原則金曜日に行います。（ホームページ等で公表。）

(イ) 令和7年度 制限付一般競争入札の発注基準

測量・建設コンサルタント等に関しては、下表のとおり、業者区分ごとの総合数値に応じた発注を基本とします。

総合数値		予定価格(税込)	所在地要件
市内業者 準市内業者	市外業者		
230 以上	230 以上	100 万円超	市内業者 準市内業者 市外業者
110 以上	170 以上	100 万円超 3,300 万円未満	市内業者 準市内業者 市外業者
		100 万円超 330 万円未満	市内業者 準市内業者 (必要に応じ市外業者)

※ 総合数値は、年間平均実績高・自己資本額・有資格者数・営業年数を基に、別に定める算出方法により算出され、入札参加資格申請等で認定された値となります。

※ 対象業務の内容から高度に専門的な技術を要する場合又は入札参加者が極端に少ないおそれがある場合には、上表の発注基準を適用しないことがあります。

(2) 物品の購入及び借入について

試行実施してきた「物品の購入等に係る契約に関する公開見積合せ」について、本格導入を図ります。

※ 公開見積合せとは、見積書を徴する者を特定せず、案件を公開して所定の参加資格を有する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法です。

【公開見積合せの概要】

項 目	説 明
対 象 案 件	予定価格(税込)150万円以下の物品の購入及び80万円以下の物品の借入れ
仕 様 書 等 公 開 方 法	毎月第2火曜日(祝日の場合は翌営業日)に市ホームページ及び契約課窓口にて公開
参 加 資 格	物品納入等(物品・印刷・リース・役務の提供(委託)業務)入札参加資格者名簿に登録されていること、指名停止措置を受けていないこと 等
契 約 の 相 手 方 の 決 定	有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方として決定します。

- 国の制度改正・法令改正等を受けて、年度途中に本方針の内容が変更となる場合があります。その場合、市ホームページでお知らせいたします。